

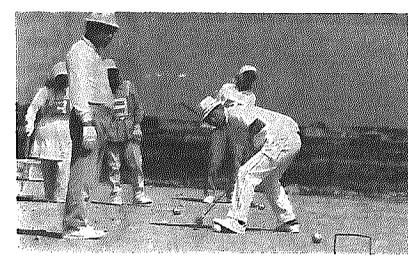
**九月十五日** 秋には、村内五会場で敬老会が開催されました。今年も、大正七年十二月三十一日以前に生まれた方で七十九名の方が対象です。ところで、老人福祉月間でもありますので、この機会に村の老人福祉の現状について特集記事を組みました。

**高令化の推移**

村の高令化の推移を昭和五十年から平成二年までの国勢調査の結果(表1)からみると、総人口がこの十五年間に確実な増加を示しているのに対し、六十五才以上の人口(以下、老年人口という)は、総人口の中に占める割合の三倍の速さで増加しています。その結果、老年人口比率は昭和五十年の十一・一%から十五年後の平成二年には、三・一ポイント上昇して、十四・二%となつています。全国平均と比較してみると三・一ポイント高かった老年人口比率が平成二年には、二・二ポイントとその差は縮小しており、高令化の進展は全国平均よりもやや遅く推移してきています。

表1 人口の推移「国勢調査」

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
総人口	8,121人	8,586人	8,992人	9,444人
65才以上人口	905	1,034	1,148	1,339
老年人口比率	11.1%	12.0%	12.8%	14.2%
老年人口比率(全国)	8.0	9.2	10.3	12.0



ゲートボールで健康保持

**要介護高齢者の動向**

ひとり暮らしの高齢者(高令者単世帯)は、平成二年現在で三十人(世帯)となっており、総世帯に占める割合は、一・三%で同年の全国平均とほぼ同率となつています。寝たきり老人については、平成三年までの六年間の推移をみると、その総数は、横ばい状態にあり、村及び社会福祉協議会等で展開している保健対策、地域福祉対策、在宅福祉対策が一定の成果をあげています。

表2 ひとり暮らし老人の動向「国勢調査」

区分	総数	総世帯に占める比率	65才以上70才未満	70才以上75才未満	75才以上80才未満	80才以上
昭和55年	12人	0.6%	3人	6人	2人	1人
昭和60年	16	0.8	6	3	5	2
平成2年	30	1.3	10	11	7	2

表4 主な在宅福祉対策

制度、事業名	実施主体	備考(内容、実施状況等)
ホームヘルパー派遣事業	社協	ヘルパー数2人(社協職員)
		派遣世帯11世帯(週1~2回)
デイサービス事業	村	デイサービスセンターB型登録者26人、利用者10人
ショートステイ	村	特別養護老人ホーム2ヶ所に委託
日常生活用具の貸与と給付	村	
紙オムツの支給	村	現物支給(支給世帯21世帯)
介護補助金の支給	村	6ヶ月以上の在宅介護者に支給
布団乾燥機の給付	村	6ヶ月以上のねたきり老人
緊急警報装置の貸与	村	65才以上のひとり暮らし老人

表3 ひとり暮らし老人及び寝たきり老人の推移

区分	ひとり暮らし老人(65才以上人口に占める比率)		寝たきり老人(65才以上人口に占める割合)		
	人数	比率	人数	割合	
昭和63年	25人	2.0%	28人	2.2%	
平成元年	25	1.9	25	1.9	
	2年	23	1.7	27	2.0
	3年	34	2.5	36	2.6
	4年	36	2.5	23	1.6

表5 主な生きがい対策

制度、事業名	実施主体	備考(内容、実施状況等)
老人クラブの助成	村	連合会、単位老人クラブ助成
老人福祉センター	村	横雲荘 1ヶ所
敬老会		補助金支給、運営は自治会委託
敬老祝金の支給	社協・村	88才以上5,000円、祝菓子、座布団
ボランティア活動の推進	村	活動費の補助
教養レクリエーション	村	高令者等、福祉大会を実施

村の最長寿者は小杉中 今井ムメさん(96)

今井さんは、少し耳が遠いほかは、健康そのものです。若い頃、余暇には、旅行に出かけるのが好きなのと、サボテンの手入れも好きだったという話をしてくれました。現在は、ちよつと調子が悪くなるとかかりつけの医者からみてもらっている。食べ物は、赤飯ともち類が大好き。また、酢の物も好きで、ひたしなどにかける場合、しょうゆと酢と砂糖をほどほどに自分で味つけをして食べるそうです。この他、肉は、ほとんど食べず、野菜はなんでも好き。ところどころ、毎日規則正しい生活を、今は、外出はほとんどせず、家の中でひなたぼっこや散歩をしている。

**長寿者ベスト10**

- ※現在満年齢
- ①小杉上 今井 ムメ (96)
  - ②二本木中 阿部 市作 (95)
  - ③木津中 酒井 トリ (94)
  - ④沢海上 別所キヨノ (94)
  - ⑤二本木原 アツ (93)
  - ⑥沢海上 諸橋 イト (93)
  - ⑦焼山 井口藤三郎 (93)
  - ⑧小杉下 渡邊 キヨ (93)
  - ⑨二本木中 井越ヨシノ (92)
  - ⑩沢海下 渡辺 キサ (92)

**特別児童扶養手当は、こんな時、支給されます**

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害のある児童を家庭で養育している父母に支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。○手当を受けることのできる人

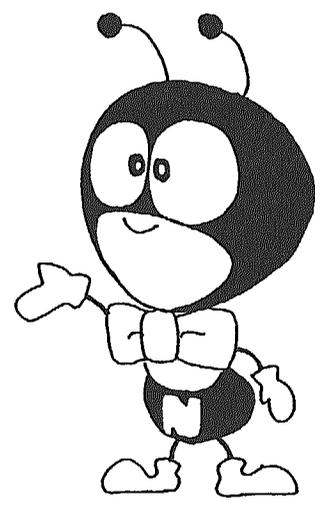
- (一)児童が日本国内に住所がないとき
- (二)児童が障害を支給とする年金を受けとることができるとき
- (三)児童が児童福祉法等により、施設に収容されているとき
- (四)父母又は養育者が日本国内に住所がないとき

また、一定以上の所得がある場合には、手当の支給が停止されます。○手当を受けるには、住所地の市町村役場の窓口で認定請求の手続きをして下さい。(※印鑑を持参して下さい)



**添付書類**

- (一)請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は、外国人登録証明書)
- (二)請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- (三)所定の診断書(療育手帳がA判定の場合は、診断書を省略することができま)
- (四)その他の添付書類(その他、詳しいことは、横越村役場、保健福祉課(三八五―二二二)問い合わせて下さい)



国民年金マスコット「ゆめありくん」

**児童扶養手当は、こんな時支給されます**

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童(父が重度の障害にある場合を含む)を養育している母などに、その生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。○手当を受けることのできる人

- (一)父が死亡した児童
- (二)父が一定以上の障害のある児童
- (三)父の生死が明らかでない児童
- (四)父が引き続き一年以上遺棄している児童
- (五)父が引き続き一年以上児童を養育している児童
- (六)母が婚姻によらないで懐胎した児童(いわゆる未婚の母の子。父から認知されている場合は除く)
- (七)養育されている児童
- (八)養育されている児童

手当を受けることのできる人は、次のいずれかに該当し、十八歳未満の児童を監護している母や、母にかわってその児童を養育している人です。なお、児童が身体に政令で定める中程度以上の障害がある場合は、二十歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。(一)父母が婚姻を解消した児童



新潟県では、県民の皆さんに国民年金に親しんでいただくため、国民年金の標語を募集します。ふるって応募下さい。●応募資格 年齢を問わず、新潟県内に居住する人 ●募集期間 平成四年十月一日から平成四年十二月三十一日まで(当日消印有効)

支給が停止されます。○手当を受けるには、住所地の市町村役場の窓口で認定請求の続きをして下さい。(※印鑑を持参して下さい) ●添付書類 (一)請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は、外国人登録証明書) (二)請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し (三)その他必要書類 (四)その他、詳しいことは、横越村役場、保健福祉課(三八五―二二二)にお問い合わせ下さい。 ●応募先、問い合わせ 千九五〇 新潟市新光町四十一 新潟県民生都国民年金課 業務係 Tel 二八五―一五五二